本号で公布された法令のあらまし

◇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

（政令第四二九号）（農林水産省）

一　傾斜が二〇度を超える農地であって、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するものに係る災害復旧事業を国庫補助の対象とすることとした。（第九条関係）

二　この政令は、公布の日から施行することとし、平成二三年八月二九日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用することとした。

◇国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令

（政令第四三〇号）（厚生労働省）

一　国民健康保険法施行令の一部改正（第一条～第三条関係）

1　平成二四年度分の保険料の所得割額の算定において、扶養控除の見直しに伴い保険料の負担が増加することのないよう、調整のための額を控除する特例を設けることとした。

2　七〇歳以上の被保険者に係る一部負担金の割合について、扶養控除の見直しに伴いその負担割合が増加することのないよう、判定基準となる所得の算定において調整のための額を控除する特例を設けることとした。

3　平成二五年度以後の年度分の保険料の所得割額の算定方式を所得控除を考慮しない方式に統一するとともに、保険料負担を緩和する観点から、保険者が独自で行う保険料の軽減に要する費用を保険料の賦課総額に含めることができることとした。

二　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の割合について、一の2に準じた改正を行うこととした。

三　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正（第五条及び第六条関係）

口蹄疫に係る手当金の交付を受けた七〇歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の割合について、一の2に準じた改正を行うこととした。

四　国民年金法施行令の一部改正（第七条～第九条関係）

1　二〇歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の所得制限限度額の算定において、一六歳以上一九歳未満の扶養親族に係る加算額について、扶養控除の見直し前と同額となるよう所要の改正を行うこととした。

2　国民年金に係る保険料の半額免除等の基準となる所得金額の算定において、一六歳以上一九歳未満の扶養親族に係る加算額について、扶養控除の見直し前と同額となるよう所要の改正を行うこととした。

五　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部改正（第一〇条関係）

老齢福祉年金及び特別障害給付金の所得制限限度額の算定において、四の1に準じた改正を行うこととした。

六　児童扶養手当法施行令の一部改正（第一一条関係）

児童扶養手当の所得制限限度額の算定において、四の1に準じた改正を行うこととした。

七　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正（第一二条関係）

特別児童扶養手当等の所得制限限度額の算定において、四の1に準じた改正を行うこととした。

八　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、四の2については同年七月一日、一の2、二から四の1まで及び五から七までについては同年八月一日、一の3については平成二五年四月一日から施行することとした。

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定

（条約第一九号）（外務省）

この協定は、韓国との間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止、原子力の安全、放射性廃棄物の処理及び管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。（第二条関係）

2　1の協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条関係）

4　1及び2の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とする。この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受ける。（第五条関係）

5　両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。（第六条関係）

6　この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。当該核物質の国際輸送について、両締約国政府は、核物質の防護に関する条約が、同条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条関係）

8　この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。（第九条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。（第一〇条関係）

10　この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。（第一一条関係）

11　原子力の平和的利用の分野における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文による取極は、この協定が効力を生ずる日に終了する。（第一二条関係）

12　両締約国政府は、この協定の下での協力活動を調整することを目的として合同委員会を設立する。この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第一三条関係）